

科目：「専門科目：児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

I. 出題基準 & 出題実績（第 33 回～第 35 回）

大項目		中項目	例示	[過去問]
1	児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	1	少子化の進行／少年犯罪／家庭の育児機能の低下／子どもの貧困対策・いじめ防止対策の推進／他	33-141/ 34-136* /
		2	児童・家庭の福祉需要	33-136/ 33-140* / 34-138/ 35-137* / 35-138*/ 35-139* /
2	児童・家庭福祉制度の発展過程	1	児童・家庭福祉制度の発展過程	-
3	児童の定義と権利	1	児童の定義	-
		2	児童の権利	- 35-136*/
4	児童福祉法	1	児童福祉法の概要	法目的、児童福祉施設の種類、里親制度、障害児支援、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近動向／他 33-137*/ 33-140* / 34-136*/ 34-137 / 34-139*/ 34-141* / 34-142*/ 35-136* / 35-137*/ 35-139* / 35-141*/ 35-142* /
5	児童虐待防止法	1	児童虐待防止法の概要	法の目的、児童虐待の定義、虐待予防の取組み、虐待発見時の対応／他 33-137*/ 35-138* / 35-142*/
6	DV防止法	1	DV防止法の概要	法の目的、DVの定義、家庭内暴力発見時の対応／他 33-138/ 35-137* /
7	母子及び父子並びに寡婦福祉法	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要	法目的、母子寡婦福祉資金、母子福祉施設、母子・父子並びに寡婦福祉制度に係る財源・サービスの最近動向／他 35-137*/
8	母子保健法	1	母子保健法の概要	法の目的、母子健康手帳、養育医療の種類、母子保健制度に係る財源・サービスの最近の動向／他 33-140*/ 34-139* / 35-139*/

9	児童手当法	1	児童手当法の概要	児童手当の種類、児童手当に係る財源・制度の最近の動向／他	33-139/35-140*/
10	児童扶養手当法	1	児童扶養手当法の概要	児童扶養手当の種類、児童扶養手当に係る財源・制度の最近の動向／他	35-140*/
11	特別児童扶養手当法	1	特別児童扶養手当法の概要	特別児童扶養手当の種類・財源・制度の最近動向／他	
12	次世代育成支援対策推進法	1	次世代育成支援対策推進法の概要	-	33-140*/
13	少子化社会対策基本法	1	少子化社会対策基本法の概要	-	
14	売春防止法	1	売春防止法の概要	婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員／他	
15	児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	1	国の役割	-	
		2	市町村の役割	-	34-136*/
		3	都道府県の役割	-	34-140*/34-142*/
		4	家庭裁判所の役割	-	33-142*/
		5	民生委員（児童委員）の役割	-	33-142*/
		6	公私の役割関係	-	33-142*/34-142*/
16	児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	1	保育士の役割	-	33-142*/35-141*/
		2	家庭支援専門相談員の役割	-	34-140*/
17	児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワークと実際	1	医療関係者との連携	連携の方法・実際／他	33-142*/34-139*/
		2	教育関係者との連携	連携の方法・実際／他	34-136*/
		3	労働施策関係者との連携	連携の方法・実際／他	
18	児童相談所の役割と実際	1	児童相談所の組織体系	-	33-137*/
		2	児童相談所と市町村の連携	-	33-137*/34-136*/
		3	児童相談所の活動の実際	-	33-137*/34-140*/ 34-141*/34-142*/ 35-138*/35-142*/

(★は複数項目該当問題)

Ⅱ. 出題基準別過去問（第 33 回～第 35 回）選択肢の正誤検討 及び選択肢別解説（空欄語句検討を含む）

－受講生各位－

・事前に以下の予習を行って講義に参加することをお勧めします。

①過去問選択肢の正誤判断をしてみましょう（（ ）内に○or×を入れていく）。

②選択肢別解説の空欄（Q000）に入る適切な語句を記入してみましょう。

*** 大項目 4（児童福祉法）の解説から始めていきます。**

大項目 1（児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際）

* 中項目 1（児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢）

第 33 回 141 番 子どもの貧困対策の推進に関する法律に関する適・不適判断問題。

- 1（ ）基本理念として、子どもの貧困対策が児童虐待の予防に資するものとなるよう、明記している。
- 2（ ）子どもの貧困対策では、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならない。
- 3（ ）政府は 2 年ごとに、子どもの貧困の状況と貧困対策の実施状況を公表しなければならない。
- 4（ ）社会福祉協議会は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する就労支援に関して必要な対策を講じなければならない。
- 5（ ）文部科学省に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議を置く。

（正答：2）

1-1：「子どもの貧困対策の推進に関する法律（「子ども貧困対策推進法」、R 元年 6 月改正）」の 4 つの基本理念（法 2 条）…①子どもの年齢に応じて意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること、②各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講じること、③貧困の背景には様々な要因があることを踏まえること、④貧困対策は国及び地方公共団体の関係機関相互の緊密な連携のもとに関連分野における総合的な取組みとして行われること

2-1：基本理念①の通り

3-1：政府は、国会に年次報告を提出するとともに公表を要する（法 7 条「年次報告」）。

4-1：国及び地方公共団体は、貧困状況にある子どもの保護者の所得の倍増その他の職業生活安定と向上に資するための就労支援に関する必要な措置を講ずる（法 12 条）。

5-1：子どもの貧困対策は、子ども基本法制定（R4 年 6 月）により、こども家庭庁内に特別の機関として設置される「こども政策推進会議」が司る（法 17 条）。

*** 中項目 2 (児童・家庭の福祉需要)**

第 33 回 136 番 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省) 又は「平成 28 年国民生活基礎調査」(厚生労働省) に示された、2016 年(平成 28 年)時点におけるひとり親世帯等の実態に関する適・不適判断問題。

- 1 () 母子世帯になった理由としては、生別よりも死別が多い。
- 2 () 母子世帯になった時の末子の年齢階級は、生別世帯の場合、9 歳から 11 歳までが最も多い。
- 3 () 世帯類型別にみると、母子世帯の世帯数は、ここ 10 年で約 5 倍に増えている。
- 4 () 「子どもがいる現役世帯」のうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率は約 5 割となっている。
- 5 () 母子世帯の母の就業状況としては、正規の職員・従業員の割合は約 8 割である。

(注) 1: 「子どもがいる現役世帯」とは、世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で、子どもが 17 歳以下の世帯をいう。

(正答: 4)

○「全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)」は、全国のひとり親世帯の生活実態を把握し福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とし 5 年に 1 回実施される。

○選択肢解説は、直近「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)」、令和元年国民生活基礎調査(厚生労働省)」の結果による。

1-1: 母子世帯となった理由では、生別 93.5% (うち離婚理由 79.5%) となっている。

2-1: 母子世帯になった時の末子の年齢階級は、生別世帯の場合、0 歳から 2 歳が 38.1% で最も多い。

3-1: 世帯類型別にみると、母子世帯の世帯数は、漸減傾向にある(国民生活基礎調査…H8 年/788 千世帯→H28 年/712 千世帯→令和 3 年/623 千世帯)。

4-1: 社会全体の相対的貧困率 15.4%、子どもの相対的貧困率 13.9%、「子どもがいる現役世帯」のうち大人一人の世帯の相対的貧困率 48.1% である。

4-2: 相対的貧困は、所得中央値の一定割合(50% (「貧困ライン」)) を下回る所得しか得ていない者の割合をいう。

5-1: 母子世帯の母の就業状況は、86.3% が就業しているが、正規の職員・従業員の割合は 48.1% となっている。

第 34 回 138 番 2019 年度（令和元年度）の児童相談所における児童虐待相談対応件数（「福祉行政報告例」（厚生労働省））に関する適・不適判断問題。

- 1 () 虐待相談対応件数は、5 年前と比べて減少している。
- 2 () 心理的虐待は、5 年前と比べて減少している。
- 3 () 警察等からの虐待通告は、5 年前と比べて増加している。
- 4 () 相談種別で件数をみると、ネグレクトの割合が最も高い。
- 5 () 相談の経路（通告者）は、家族・親戚からの割合が最も高い。

(正答：3)

*** 直近資料（「令和 3 年度福祉行政報告例」厚労省）にて解説 ***

- ・児童相談所における児童虐待相談の対応件数については、令和 3 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は 207,660 件で、前年度に比べ 2,616 件（1.3%）増加しており、年々増加している。
- ・相談の種別にみると、「心理的虐待」が 124,724 件（構成割合 60.1%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が 49,241 件（同 23.7%）となっている。
- ・被虐待者の年齢別にみると、「3 歳」が 14,035 件と最も多くなっており、「身体的虐待」及び「性的虐待」の構成割合は概ね年齢が上がるにつれて多くなっている。
- ・主な虐待者別構成割合をみると「実母」が 47.5%と最も多く、次いで「実父」が 41.5%となっており、「実父」の構成割合は年々上昇している。
 - ・虐待相談対応件数：R 元年度…193.780 件 ↗ R3 年度…207.660 件
 - ・心理的虐待：R 元年度…109.118 件 ↗ R3 年度…124.724 件
 - ・警察等からの虐待通告：R 元年度…96.473 件 ↗ R3 年度…103.104 件
 - ・R3 年度相談種別件数：第 1…心理的虐待（124.724 件）、第 2…身体的虐待（49.241 件）、第 3…ネグレクト（31.448 件）
 - ・R3 年度相談（通告）経路：第 1…警察（103.104 件）、第 2…近隣/知人（28.075 件）、第 3…家族/親戚等（17.345 件）

大項目 2（児童・家庭福祉制度の発展過程）

*** 中項目 1（児童・家庭福祉制度の発展過程）～出題ナシ～**

大項目 3（児童の定義と権利）

*** 中項目 1（児童の定義）～出題ナシ～**

*** 中項目 2（児童の権利）～重複出題～**

大項目 4 (児童福祉法)

* 中項目 1 (児童福祉法の概要)

第 33 回 137 番 2019 年 (令和元年) に改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に関する次の記述に関する適・不適判断問題。

- 1 () 児童相談所における介入担当と保護者支援担当は、同一の児童福祉司が担うこととなった。
- 2 () 児童相談所の業務の質について、毎年、評価を実施することが義務づけられた。
- 3 () 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。
- 4 () 特別区 (東京 23 区) に、児童相談所を設置することが義務づけられた。
- 5 () 一時保護の解除後の児童の安全の確保が、市町村に義務づけられた。

(大項目 5-中項目 1/大項目 18-中項目 1/2/3 の内容と混在)

(正答 3)

○児福法及び児虐防止法 2019 年 (R 元年) 改正では、深刻な社会問題となっている児童虐待に対する対策強化を図る目的として、児童の権利擁護、児相の体制強化及び関係機関間の連携強化等が行われた。

- 1-1: 児童相談所における介入と支援の (担当職員等の) 分離が図られた (児福法第 11 条第 7 項)。
- 2-1: 児童相談所の業務の質的向上にむけて、都道府県知事は評価を行うことその他必要な措置を講ずるよう努めることが求められた (児福法第 12 条)。
- 3-1: 「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」 (児虐防止法第 14 条第 1 項)。
- 3-2: 体罰禁止は、児童相談所長 (児福法第 33 条の 2 第 2 項)、児童福祉施設の長・ファミリーホーム養育者・里親 (児福法第 47 条第 3 項) にも求められる。
- 4-1: 都道府県と政令指定都市には法律で児童相談所の設置義務があり (児福法第 12 条第 1 項)、中核市と東京都特別区も政令の指定を受ければ設置が可能である (第 59 条の 4 第 1 項)。
- 5-1: 一時保護の解除後の児童の安全の確保は都道府県の業務である (児福法第 11 条第 1 項第 2 号)。

第 33 回 140 番 子育て支援に係る法律に関する適・不適判断問題。

- 1 () 子ども・子育て支援法に基づき、国は、子どもと保護者に必要な子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に行う。
- 2 () 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村は、3 年ごとに次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することが義務づけられている。
- 3 () 次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者が 100 人を超える一般事業主は、一般事業主行動計画を策定しなければならない。
- 4 () 児童福祉法に基づき、保育所等訪問支援では、小学校長が命じる者が保育所等を訪問して、就学前教育に関する助言を行う。
- 5 () 母子保健法に基づき、乳児家庭全戸訪問事業では、生後 8 か月に達した乳児の家庭を訪問し

て、指導を行う。

(大項目 1—中項目 2/大項目 8—中項目 1/大項目 12—中項目 1 の内容と混在)

(正答 3)

- 1-1：市町村（特別区を含む）の責務は、子どもと保護者に必要な子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に行う（子・子支援法第 3 条第 1 項）。
- 1-2：国の責務は、市町村の行う事業が適正かつ円滑に行われるよう市町村・都道府県と相互連携を図りながら必要な施策・各般の措置を講じなければならない（子・子支援法第 3 条第 3 項）。
- 1-3：都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助、専門性の高い施策及び各市町村区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない（同法第 3 条 2 項）。
- 2-1：市町村は、5 年を一期として次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる（任意規定/次世代育成支援対策推進法第 8 条）。
- 3-1：常時雇用する労働者が 100 人を超える一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、厚労大臣に届け出なければならない（次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項）。
- 3-2：一般事業主行動計画では、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備等について取り組むにあたっての計画期間、目標とその達成のための対策及び実施時期等を定める（次世代育成支援対策推進法第 12 条第 2 項）。
- 4-1：保育所等訪問支援とは、保育所等に通う障害児本人に対する支援（集団生活適応訓練等）とともに訪問先施設スタッフに対する支援（支援方法指導等）を行う事業である（児福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項）。
- 5-1：乳児家庭全戸訪問事業とは、保健師、助産師等が生後 4 か月にまでの乳児のいる全ての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握、当該家庭と地域社会をつなぐ初期の機会の提供、等を通じて当該家庭の孤立を予防し乳児の健全な育成環境の確保を図る事業である（児福法第 6 条の 3 第 4 項）。

第 34 回 136 番 事例につき、B スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）によるこの時点での対応に関する適・不適判断問題。

[事例]

B スクールソーシャルワーカーは、C 君（小学 6 年生）の学級担任の D 教師から相談を受けた。

C 君は、母親が病気で動けないため、母親の手伝いや 2 歳の妹の世話をしており、学校を休むことが多いという。

B スクールソーシャルワーカーが登校してきた C 君と二人で話すと、父親は仕事が忙しく、家族と過ごす時間が少ないこと、C 君は父親から、家庭内のことは誰にも話さないようにとされていることが分かった。

C 君は、「学校には来たいけれど、母や妹のことが心配だ」と話した。

- 1 () C 君に、このまま家族の犠牲になっていては、将来に影響すると話す。
- 2 () 保護者に対し、学校を休みがちで心配だと伝え、家庭訪問を打診する。
- 3 () 関係機関によるケース会議が必要であることを校長に報告する。

4 () 乳児家庭全戸訪問事業として家庭訪問を行う。

5 () 妹を一時保護する。

(大項目 1－中項目 1／大項目 15－中項目 2／大項目 17－中項目 2／大項目 18－中項目 2)

(正答 2、3)

○ヤングケアラーとは、「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満のこども (子ども家庭庁)」をいう。

○SSW r とは、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有し過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者であり、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築・支援、④保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動、等の役割・機能を担う。

1-1：SSW r には、C 君が家族のケアを担わなくても安心して学校生活をおくることができるような必要な資源の検討が求められる。

2-1：SSW r には、C 君宅を家庭訪問して、C 君が学校を休みがちであることを心配していることを伝えつつ、C 君の家庭での様子を把握するとともに家族のニーズについても把握することが求められる。

3-1：SSW r には、学校内での支援体制構築に加え、関係機関とのネットワーク構築が求められることから、学校管理者に対する関係機関によるケース会議開催の働きかけも求められる。

4-1：乳児家庭全戸訪問事業とは、保健師、助産師等が生後 4 か月にまでの乳児のいる全ての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握、当該家庭と地域社会をつなぐ初期の機会の提供、等を通じて当該家庭の孤立を予防し乳児の健全な育成環境の確保を図る事業である (児福法第 6 条の 3 第 4 項)。

5-1：一時保護とは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため又は児童の心身の状況やその置かれている環境その他の状況を把握するために児童相談所により行われる緊急かつ暫定的な措置である (児福祉法第 33 条)。

5-2：現段階では、妹に対する虐待その他不適切な養育情報は得られていない。

第 34 回 137 番 児童福祉法に定められた事業の説明に関する適・不適判断問題。

1 () 児童発達支援は、未就学の児童とその保護者を対象に、「子育てひろば」を実施する取組である。

2 () 放課後等デイサービスは、小学校に通う児童を対象に、放課後、小学校の空き教室や児童館等の公共施設において「学童保育」を実施する取組である。

3 () 保育所等訪問支援は、保育所等に入所している健診未受診の乳幼児を対象に、保健師が保育所等を訪問する取組である。

4 () 児童自立生活援助事業は、「自立援助ホーム」における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う取組である。

5 () 子育て短期支援事業は、出産直後の子育て家庭を対象に、居宅を訪問して家事支援等を行う取組である。

(注) 1: 「自立援助ホーム」とは、義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者であって、措置解除された者等が共同生活を営むべき住居のことである。

(正答：4)

- 1-1: 児童発達支援とは、障害児対して、児童発達支援センター等において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他を提供する事業である（児福法第 6 条の 2 の 2 第 2 項）。
- 1-2: 医療型児童発達支援は、2024 年度（R6 年度）より児童発達支援に一元化される。
- 1-3: 地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（「子育てひろば」等）を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行う事業である（児福法第 34 条 11）。
- 2-1: 放課後等デイサービス事業とは、学校（幼稚園及び大学を除く。/2024 年度（R6 年度）より（市町村長が認める場合）専修学校等が含まれる）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他を提供する事業である（児福法第 6 条の 2 の 2 第 4 項）。
- 2-2: 放課後児童健全育成事業とは、小学校に通う児童を対象に、放課後、小学校の空き教室や児童館等の公共施設において「学童保育」を実施する事業である（児福法第 6 条の 3 第 2 項）。
- 3-1: 保育所等訪問支援とは、保育所等に通う障害児本人に対する支援（集団生活適応訓練等）とともに訪問先施設スタッフに対する支援（支援方法指導等）を行う事業である（児福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項）。
- 4-1: 児童自立生活援助事業とは、社会に出てから自立が難しい若者（児童養護施設退所等社会的養護措置を解除された義務教育を終了した満 20 歳未満の児・者（2024 年度（R6 年度）より一定要件を満たす 20 歳以上の者にも緩和・拡大予定））に対して、「自立援助ホーム」で生活しながら、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就業支援を行う事業である（児福法第 33 条の 6）。
- 5-1: 子育て短期支援事業とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ（里親委託を行い）必要な保護を行う事業である（児福法第 6 条の 3 第 3 項）。
- 5-2: 産後ケア事業とは、出産直後の子育て家庭を対象に、居宅を訪問して家事支援等を行う事業である（母子保健法第 17 条の 2）。

第 34 回 139 番 事例につき、T 市母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の E 相談員（社会福祉士）の支援におけるこの段階での対応に関する適・不適判断問題。

〔事例〕

若年妊婦等支援事業の担当者である E 相談員は、お腹の大きい F さん（19 歳）から相談を受けた。

F さんは、両親との関係が悪く友人宅を転々としており、「妊娠していると思うが、交際相手とは別れてしまい、頼れる人はいない」、「自分はどうしたらよいか分からない」、「子どもを産んで育て

る自信がない」、「仕事もしておらず、経済的にも苦しい」と語った。

- 1 () 緊急一時的な居場所として宿泊施設等の利用を提案する。
- 2 () 出産や子育てには両親の手助けが必要であり、まずは家に戻るよう促す。
- 3 () 母親になる自覚を持つよう促す。
- 4 () 出産費用の捻出が求められるため就労支援を図る。
- 5 () 産科受診の同行支援ができることを伝える。

(大項目 8-中項目 1 / 大項目 17-中項目 1 の内容と混在)

(正答：1)

- 「母子健康包括支援センター（母子保健法第 22 条）」と「こども家庭総合支援拠点（子育て世代包括支援センター、児福法第 10 条の 2）」は、2024 年度（R6 年度）から「こども家庭センター」に統合される（児福法改正第 10 条の 2）。
- 「こども家庭センター」とは、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立意義・機能を維持しつつ既存組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関となる（2024 年度（R6 年度）より統合）。
- 「こども家庭センター」では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等（「サポートプラン」の作成等）を担う。
- 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を行わなければならない。
- 現行、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）における若年妊婦等支援事業では、予期せぬ妊娠等により身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対し、地域で必要な支援が受けられるよう相談支援等を実施している。
- 1-1：母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）では、緊急一時的な居場所（1 週間程度）として宿泊施設等を確保している。
- 2-1：両親に手助けしてもらうことが難しい状況であり、地域で受けられる出産や子育て支援等の情報提供が求められる。
- 3-1：子どもを出産し親になることについて相談員とともに考える時間を持つことが重要である。
- 4-1：妊娠後期に入っているであろうと考えられ、現実的な対応として、助産施設の利用、都道府県等による出産費用助成制度利用（児童福祉法第 22 条）を検討していく。
- 5-1：若年妊婦等支援事業を活用して、医療機関への産科受診の同行支援を受けることができる。

第 34 回 141 番 事例につき、N 県児童相談所の G 児童福祉司（社会福祉士）が考える H ちゃんの支援方針に関する適・不適判断問題。

〔事例〕

H ちゃん（1 歳半）は、ネグレクトにより U 乳児院に入所している。

H ちゃんの母（J さん、25 歳）は現在新しいパートナーと二人で暮らしているが、U 乳児院によると、H ちゃんは J さんと面会しても全く反応がなかったという。

G 児童福祉司は何度か J さんと面談し、今後の養育や家庭引取りに向け話し合いをしてきた。しかし、J さんは H ちゃんを養育する意思はないとはっきり伝えてきた。

その後、J さんは全く面会せず、現在は連絡もなかなかつかない状況である。

- 1 () 集団生活の一貫性を保障するため、児童養護施設に措置変更をする。
- 2 () 家庭と同様の養育環境を保障するため、里親に委託する。
- 3 () J さんと H ちゃんの愛着関係を見極めるため、措置を継続する。
- 4 () J さんに母親として自覚してもらうため、家庭復帰する。
- 5 () 愛着関係不全からの回復を図るため、福祉型障害児入所施設に措置変更をする。

(大項目 18—中項目 1 の内容と混在)

(正答：2)

○**家庭養育優先原則**（児福法第 3 条の 2）「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」

- 1-1：H ちゃん（1 歳半）にとっては、安心できる特定の養育者との愛着関係を育むことが必要であり、現段階での児童養護施設への措置変更は最善の支援方針とは言い難い。
- 2-1：児童の養育に関しては、家庭での養育にむけての保護者支援を第一に、それが難しい場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境（里親等）を検討していく。
- 3-1：J さんに養育意思がないこと及び H ちゃんに母親に対する反応が全くなかったことから、現状の措置継続は適切とは言い難い。
- 4-1：J さんは、養育意思がないことを明言し、その後も全く面会せず、連絡も儘ならない現状を踏まえると、家庭復帰は現実的な選択肢とは言い難い。
- 5-1：現状では、H ちゃんの愛着関係不全は母親によるネグレクトによるものと考えられることから、家庭による養護環境と同様の養育環境としての里親制度の活用が適当と考えられる。

第 34 回 142 番 児童相談所の一時保護に関する適・不適判断問題。

- 1 () 一時保護する場合には親権者の同意が必要である。
- 2 () 一時保護は児童相談所に設置されている一時保護所に限って行う。
- 3 () 親権者の意に反して 2 か月を超える一時保護を実施するためには、児童福祉審議会の承認を得なければならない。
- 4 () 都道府県知事は、一時保護所の福祉サービス第三者評価を行わなければならない。
- 5 () 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

(大項目 15—中項目 3/6／大項目 18—中項目 3 の内容と混在)

(正答：5)

- 1-1：一時保護は、必要性があると認められるときは、**児童相談所長の職権**で（保護者の同意の有無に関わらず）行うことができる（児福法第 33 条）。
- 2-1：一時保護は、児童福祉施設等への一時保護委託が可能である（児福法第 33 条）。
- 3-1：一時保護は、**2 か月を超えてはならない**（児福法第 33 条第 3 項）。また、**2 か月を超えて一時保護を継続する場合は家裁の承認**を得なければならない（児福法第 33 条第 5 項）。
- 3-2：**児童福祉審議会**とは、児童、妊産婦および知的障害者の福祉に関する事項の調査審議（児童相談所が行う児童の入所措置や、里親の認定、新規保育園の設置認可等）のため、都道府県・市町村に設けられる諮問機関である（児福法第 8 条）。
- 4-1：都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行う等により、当該業務の質の向上に努めなければならない（児福法第 12 条第 7 項）が、福祉サービス第三者評価受審規定はない。
- 5-1：「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする」（一時保護ガイドライン（厚労省））。

第 35 回 136 番 事例につき、V 里親養育包括支援（フォスタリング）機関の D 相談員（社会福祉士）の対応に関する適・不適判断問題。

〔事例〕

V フォスタリング機関のソーシャルワーカーである D 相談員は、養育里親である E さん夫婦から F さん（9 歳）の相談を受けた。

E さん夫婦は F さんの養育里親委託を受け、5 年になる。このところ、F さんが実親のことを詳しく知りたいと言い出し、どうしたらよいか悩んでいると話す。

E さん夫婦は、実親のことを知ること、自分たちとの関係が不安定になるのではないかと危惧していると D 相談員に話した。

- 1 () F さんは思春期に入る前なので、今は伝えない方がよいと助言する。
- 2 () F さんの最善の利益を考え、F さんに実親のことをどのように伝えるかについて相談する。
- 3 () E さん夫婦が自分たちを追い詰めないことを優先する必要がある、実親の話題が出たら話を変えてみることを提案する。
- 4 () D 相談員から F さんに、実親のことを知らない方が F さんのためだと伝えることを提案する。
- 5 () 実親についての全ての情報を、F さんに直ちに伝えなければならないと助言する。

(大項目 3-中項目 2 の内容と混在)

(正答：2)

○**里親養育包括支援**とは、里親等の自立支援体制強化と子どもの自立に向けた継続的・包括的な体制構築、委託された子供等の委託解除前後の自立に向けた支援、等の充実を図る事業であり、里親リクルート、里親研修、委託中の児童への支援、委託措置解除後の支援等の里親支援業務を行うものである（児福法第 11 条第 1 項第 2 号ト・チ）。

- 1-1：委託児童に実親のことを伝えるかどうかは、当該児童の年齢、発達状況、気持ち、を尊重しな

がら生活支援を、自立支援を行う中で、丁寧なアセスメントを踏まえて判断されるべきものであり、単純に思春期に入る前だからという根拠は適切でない。

- 2-1：出自を知る権利（児童の権利に関する条約第7条）を踏まえて、その実現に向けて関係者で相談していくことが望ましい。
- 3-1：里親制度は子どもの最善の利益の実現のための制度であることに鑑み、里親に対して、里親の役割を子どもの視点で考えることの重要性を伝えていく必要がある。
- 4-1：社会福祉士には、子どもの出自を知る権利を実現すべく、伝えるタイミングを計りながら、支援していくことが求められる。
- 5-1：子どもの出自を知る権利の実現にむけて、当該児童の発達状況や心理状態等を丁寧にアセスメントしつつ伝える方法、内容、タイミング等検討することが求められる。

第 35 回 137 番 事例に関し、妊娠中の G さんが出産後に母子で居住する場について、H 婦人相談員（社会福祉士）がこの時点で利用を勧める施設に関する適・不適判断問題。

〔事例〕

G さん（18 歳）は夫から暴力を受けて、心も身体も深く傷ついており、「出産で入院することをきっかけに夫から逃げたい。子どもは自分一人で育てる」と H 婦人相談員に相談した。

G さんは親族との関係が断絶しており、実家に戻ることもできないという。働いたこともなく様々な不安があるので、子どもとの生活設計を支援してもらえるところを希望している。

- 1 () 母子生活支援施設
- 2 () 児童家庭支援センター
- 3 () 産後ケアセンター
- 4 () 乳児院
- 5 () 母子・父子休養ホーム

（大項目 1－中項目 2／大項目 6－中項目 1／大項目 7－中項目 1 の内容と混在）

（正答：1）

- 1-1：母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である（児福法第 38 条）。
- 2-1：児童家庭支援センターは、地域の児童福祉に関する種々の問題について、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じて必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う相談援助機関である（児福法第 44 条の 2）。
- 3-1：産後ケアセンターは、出産後 1 年未満の女子及び乳児を対象として、心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する相談・指導その他の援助（産後ケア…短期入所事業、通所事業、訪問事業）を行う支援機関である（母子保健法第 17 条の 2）。
- 4-1：乳児院は、虐待等様々な理由から保護者による養育が困難な乳児を入院させて、これを養育し、

あわせて退院した者について相談援助を行うことを目的とする児童福祉施設である（児福法第 37 条）。

- 5-1：母子・父子休養ホームは、無料又は低廉な料金で、母子家庭等に対して、余暇活動その他休養のための便宜を供与することを目的とする施設である（母子・父子・寡婦福祉法第 39 条第 3 項）。

第 35 回 139 番 事例に関して、相談を受けた W 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の相談員（社会福祉士）が J さんにこの時点で利用を勧める事業に関する適・不適判断問題。

〔事例〕

J さん（30 歳、女性）は、夫と 8 か月の息子と共に暮らしている。J さんは現在、育児休業を取得している。最近、時折とても悲しくなったり、落ち込んだりすることがある。どうしてよいか分からず、仕事への復帰に不安を感じるようになった。

そこで住まいの近くにある W 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）に、そのことを相談することにした。

- 1 () 児童自立生活援助事業
- 2 () 保育所等訪問支援事業
- 3 () 乳児家庭全戸訪問事業
- 4 () 産後ケア事業
- 5 () 児童発達支援事業

(大項目 1-中項目 2/大項目 8-中項目 1 の内容と混在)

(正答：4)

- 「母子健康包括支援センター（母子保健法第 22 条）」と「こども家庭総合支援拠点（子育て世代包括支援センター、児福法第 10 条の 2）」は、2024 年度（R6 年度）から「こども家庭センター」に統合される（児福法改正第 10 条の 2）。

- 1-1：児童自立生活援助事業とは、社会に出てから自立が難しい若者（児童養護施設退所等社会的養護措置を解除された義務教育を終了した満 20 歳未満の児・者（2024 年度（R6 年度）より一定要件を満たす 20 歳以上の者にも緩和・拡大される））に対して、「自立援助ホーム」で生活しながら、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就業支援を行う事業である（児福法第 33 条の 6）。

- 2-1：保育所等訪問支援事業とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する事業である（児福法第 6 条の 2 の 2 第 5 項）。

- 3-1：乳児家庭全戸訪問事業とは、原則として生後 4 か月に至るまでの乳児のいる家庭について保健師・助産師・保育士等が訪問して子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う

事業である（児福法第 6 条の 2 第 4 項）。

4-1：産後ケア事業とは、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助を行う事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型が想定されている）である（母子保健法第 17 条の 2）。

5-1：児童発達支援とは、障害児を児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の行う事業である（児福法第 6 条の 2 の 2）。

第 35 回 142 番 虐待のおそれがある場合の児童相談所長の権限に関する適・不適判断問題。

- 1 () 家庭への立入調査を学校に委託することができる。
- 2 () 一時保護を行うためには、保護者の同意を得なければならない。
- 3 () 一時保護を里親に委託して行うことができる。
- 4 () 一時保護は 3 か月以上行わなければならない。
- 5 () 児童虐待を行う親の親権喪失を決定できる。

(大項目 5-中項目 1/大項目 18-中項目 3 の内容と混在)

(正答：3)

1-1：都道府県知事（権限委任の場合の児童相談所長）は、虐待の恐れのある場合、児童委員又は児童相談所職員等に立入調査・質問（必要に応じて警察署長に対する援助要請も）させることができる（児福法第 29 条/児虐防止法第 9 条、第 10 条）が、他機関に立入調査を委託することは認められていない。

2-1：児童相談所長は、必要があると認めるときは（児童の迅速な安全の確保、適切な保護を図るため/児童の心身の状況、置かれている環境その他の状況把握のため）児童の一時保護を行うことができる（児福法第 33 条第 1 項）。

2-2：一時保護の開始に保護者の同意の有無は問われない。

○一時保護に関する 2022 年（R4 年）児福法改正に伴い、一時保護開始判断に関する司法審査導入（開始前又は開始後 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続きが求められる（保護者同意の場合等を除く））が予定されている（2025 年度（R7 年度）実施予定）。

3-1：児童相談所長による委託一時保護先としては、警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、対象児童が通っている保育所の保育士/学校（幼稚園・小学校等）の教員等）が挙げられている（「一時保護ガイドライン（厚労省通知）」）。

4-1：一時保護は、2 か月を超えてはならない（児福法第 33 条第 3 項）。また、2 か月を超えて一時保護を継続する場合は家裁の承認を得なければならない（児福法第 33 条第 5 項）。

5-1：児童相談所長は、親権喪失（停止）、財産管理権停止の審判請求及び取消請求は認められるが（児福法第 33 条の 7）、決定は家庭裁判所の審判による。

大項目 5 (児童虐待防止法)

* 中項目 1 (児童虐待防止法の概要)

第 35 回 138 番 「児童虐待防止法」に関する適・不適判断問題。

- 1 () 児童相談所長等は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため、施設入所している児童を除き、面会制限を行うことができる。
- 2 () 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、できる限り通告するよう努めなければならない。
- 3 () 児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見を行わなければならない。
- 4 () 児童が同居する家庭における配偶者に対する生命又は身体に危害を及ぼす暴力は、児童虐待の定義に含まれる。
- 5 () 児童に家族の介護を行わせることは、全て、児童虐待の定義に含まれる。

(注) 1: 「児童虐待防止法」とは、「児童虐待の防止等に関する法律」のことである。

(大項目 1—中項目 2 / 大項目 18—中項目 3 の内容と混在)

(正答: 4)

- 1-1: 児童相談所長等による面会の制限 (児童虐待防止法第 12 条) の対象児童は、施設入所等措置児 (児童福祉法第 27 条 1 項 3 号児童) 又は一時保護児童 (児童福祉法第 33 条第 1 項・2 項児童) である。
- 2-1: 「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」(児童虐待防止法第 6 条 1 項 (義務規定 (罰則ナシ)))。
- 3-1: 「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」(児童虐待防止法第 5 条 1 項 (努力義務規定))。
- 4-1: 「児童虐待」とは、保護者 (親権者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者) がその監護する児童について行う以下の行為をいう (児童虐待防止法第 2 条)。
- ① 児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること (身体的虐待)。
 - ② 児童に猥褻な行為をすること又は児童をして猥褻な行為をさせること (性的虐待)。
 - ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること (ネグレクト)。
 - ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力 (配偶者 (婚姻の有無に関わらず事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動) その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと (心理的虐待)。

5-1:「ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもをいう（子ども家庭庁）」は自虐防止法上の虐待類型には含まれない。

大項目 6 (DV 防止法)

* 中項目 1 (DV 防止法の概要)

第 33 回 138 番 事例につき、Z 配偶者暴力相談支援センターの H 相談員（社会福祉士）によるこの時点での対応に関する適・不適判断問題。

[事例]

J さん（35 歳）は夫（45 歳）と娘（7 歳）の 3 人暮らしである。

日々の生活の中で、「誰のおかげで飯を食わせてもらっているのか。母親失格、人間としても駄目だ」等と毎日のように娘の前で罵倒され、娘もおびえており、Z 配偶者暴力相談支援センターに相談に来た。

H 相談員に、夫の言葉の暴力に苦しんでいることを相談し、「もう限界です」と話した。J さんは娘の成長にとってもよくないと思っている。

- 1 () 家庭裁判所に保護命令を申し立てよう J さんに勧める。
- 2 () J さんの希望があれば、J さんと娘の一時保護を検討できると J さんに伝える。
- 3 () 「身体的暴力はないのだから」と、もう少し様子を見るよう J さんに伝える。
- 4 () 警察に通報する。
- 5 () 父親の行為は児童虐待の疑いがあるので、児童相談所に通告する。

(正答：2、5)

○配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（婦人相談所等）、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を相談援助機関であり、都道府県の設置する婦人相談所等（市町村による相談援助機関の設置も努める）がその任にあたる（DV 防止法第 3 条）。

1-1: 保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近の徘徊等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度である（DV 防止法第 10 条）。

2-1: 配偶者暴力相談支援センターの機能の 1 つとして一時保護機能がある。

3-1: DV は重大な人権侵害行為であり、身体的暴力のみがその対象ではない。

4-1: つきまとい、身体的暴力等緊急性の高い場合の被害者保護場面等では、警察も重要な社会資源の 1 つとなる。

5-1: 児童虐待防止法上の心理的虐待（面前 DV）として、児童相談所への通告も適切である。

大項目 7 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)

* 中項目 1 (母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要) ~重複出題~

大項目 8 (母子保健法)

* 中項目 1 (母子保健法の概要) ~重複出題~

大項目 9 (児童手当法)

* 中項目 1 (児童手当法の概要)

第 33 回 139 番 事例につき、K さんの児童手当の支給先に関する適・不適判断問題。

〔事例〕

K さん (13 歳、女性) は、父からの身体的虐待により S 市に住む家族と離れ、T 市にある U 児童養護施設に入所した。

S 市役所に K さんの母が来て、これまで父に支払われていた K さんの児童手当は誰に支払われるのかと聞いた。

- 1 () T 市
- 2 () K さん本人
- 3 () K さんの父
- 4 () U 児童養護施設の設置者
- 5 () 支給は停止される。

(正答 : 4)

○児童手当の支給は、児童を養育している父母 (生計同一 (生活維持) 要件を満たしている父母等) 等、または施設等に入所している場合は施設等の設置者に支給される (申請や支給は施設の住所地の市区町村)。

第 35 回 140 番 児童手当に関する適・不適判断問題。

- 1 () 児童手当の支給には、所得制限が設けられていない。
- 2 () 児童手当は、子どもの年齢が高い方が支給額は高くなる。
- 3 () 児童扶養手当を受給している者には児童手当は支給されない。
- 4 () 児童手当の受給を希望する者が申請の手続を行う必要はない。
- 5 () 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童は、支給要件児童に該当する。

(大項目 10 - 中項目 1 の内容と混在)

(正答 : 5)

○児童手当制度は、子ども・子育て支援法 (第 7 条第 1 項) に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため (父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識

の下)、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている（児童手当法第1条）。

○児童手当支給額（所得制限限度額（基準額（夫婦・児童2人世帯/世帯合算ナシ））：年収960万円）

1) 養育者の所得が所得制限限度額未満	
・3歳未満	月額15,000円
・3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	月額10,000円
・3歳～小学校修了前（第3子以降）	月額15,000円
・中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	月額10,000円
2) 養育者の所得が所得制限限度額以上（特例給付）	一律月額5,000円
*2022年（R4年）10月支給分より所得上限限度額以上の場合	*対象外

1-1：児童手当支給には、所得制限が設けられている。

2-1：子どもの年齢が低い方が支給額は高くなる。

○児童扶養手当制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度である（児童扶養手当法第1条）。

○児童扶養手当は、当該児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで支給される。

3-1：児童手当と児童扶養手当は併給される。

4-1：養育者は、住所地の市区町村に認定申請手続きをする必要がある（認定を受けると申請月の翌月分から支給）。

5-1：該当児童が15歳に達する日以降の最初の3月31日まで支給対象である。

大項目10（児童扶養手当法）

*中項目1（児童扶養手当法の概要）～重複出題～

大項目11（特別児童扶養手当法）

*中項目1（特別児童扶養手当法の概要）～出題ナシ～

大項目12（次世代育成支援対策推進法）

*中項目1（次世代育成支援対策推進法の概要）～重複出題～

大項目13（少子化社会対策基本法）

*中項目1（少子化社会対策基本法の概要）～出題ナシ～

大項目 14 (売春防止法)

* 中項目 1 (売春防止法の概要) ~出題ナシ~

大項目 15 (児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際)

* 中項目 1 (国の役割) ~出題ナシ~

* 中項目 2 (市町村の役割) ~重複出題~

* 中項目 3 (都道府県の役割)

第 34 回 140 番 児童養護施設入所児童の家庭環境調整に関する適・不適判断問題。

- 1 () 家庭環境調整は、児童の家庭の状況に応じ親子関係の再構築などが図られるように行わなければならない。
- 2 () 児童が施設入所に至った理由の説明は、児童を精神的に追い詰めることになるので行わないこととされている。
- 3 () 児童にとって親は唯一無二の存在であり、児童養護施設には親との面会・交流を行うことが義務づけられている。
- 4 () 家庭支援専門相談員が児童の家庭復帰の判断とその決定を行う。
- 5 () 保護者の虐待で施設入所した児童を家庭復帰させた場合には、保護者の主体性を重んじ、児童相談所は継続的な指導は行わないこととされている。

(大項目 16 - 中項目 2 の内容と混在)

(正答：1)

○親子関係再構築とは、「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義づけられている(「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」2014年(H26年)厚労省)。

1-1: 家庭環境調整は、児童の家庭の状況に応じ親子関係の再構築などが図られるように行われるとともに、親子関係再構築支援の最終的な目標は、子どもが自尊感情を持ち、生きていることを肯定できるように行われなければならない。

2-1: 児童の成長に応じて、自己肯定感をもって生い立ちの整理ができるように支援することが重要である。

3-1: 親子の交流が望ましくない場合もあるため、児童養護施設での全ての児童と親との面会・交流の義務付けはなされていない(「児童養護施設運営指針(厚労省)」)。

4-1: 児童の家庭復帰の判断と決定は、都道府県知事(児童相談所長)が行う。

5-1: 児童相談所は、家庭復帰後も必要に応じて継続的な指導・支援を行う(児童相談所運営指針(厚労省))。

*** 中項目 4 (家庭裁判所の役割)**

第 33 回 142 番 子どもに関わる専門職等に関する適・不適判断問題。

- 1 () 家庭裁判所調査官は、家庭内の紛争や非行の原因などの調査や、児童福祉施設入所等の適否を判断するための調査等を行う。
- 2 () 法務教官は、児童自立支援施設において、生活指導、職業指導、教科教育等各種の教育訓練による矯正教育を行う。
- 3 () 保健師は、児童福祉法に基づき、妊産婦や新生児の訪問指導、乳幼児健診、保健指導などを行う。
- 4 () 児童委員は、要保護児童の把握や通告を行うこととされており、児童相談所の決定による子どもやその保護者への指導を行うことは業務外となっている。
- 5 () 保育士は、子どもを対象とした直接的な援助が主な業務であり、保護者への保育に関する指導を行うことは業務外となっている。

(大項目 15-中項目 5/6 / 大項目 16-中項目 1 / 大項目 17-中項目 1 の内容と混在)

(正答：1)

- 1-1 : **家庭裁判所調査官**は、家庭裁判所において家事審判・調停、人事訴訟事件にかかる裁判、**少年保護事件にかかる審判に必要な調査その他の事務を司る国家公務員**である(裁判所法第 61 条の 2 第 2 項)。
- 2-1 : **法務教官**とは、**法務省専門職員**であり少年院、少年鑑別所等に勤める国家公務員であり、矯正教育(生活指導、職業指導、教科教育等)や関係機関との連携による社会復帰支援を行う。
- 3-1 : **保健師**は、保健指導に従事することを業とする者である(保健師助産師看護師法第 2 条)。
- 4-1 : **児童委員**は、厚労大臣の委嘱を受けて市町村の区域に置かれる官制ボランティアである(児童福祉法第 17 条)。
- 4-2 : 児童委員の主な業務は、担当区域の児童・家庭等の実情把握、児童家庭福祉にかかる各種サービス利用に関する情報提供・援助・指導、関係機関連携、地域児童健全育成等の実施、要保護児童の通告(住民からの通告の仲介を含む)等、である。
- 5-1 : **保育士**は、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者である(児童福祉法第 18 条の 4)。

*** 中項目 5 (民生委員(児童委員)の役割) ~ 重複出題 ~**

*** 中項目 6 (公私の役割関係) ~ 重複出題 ~**

大項目 16（児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際）

* 中項目 1（保育士の役割）

第 35 回 141 番 保育士に関する適・不適判断問題。

- 1 () 保育士資格は社会福祉法に規定された国家資格である。
- 2 () 保育士としての登録は市町村が行い、保育士登録証が交付される。
- 3 () 保育士は保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならないとされている。
- 4 () 保育士の業務を離れた後に、守秘義務を課されることはない。
- 5 () 保育士資格取得後に 3 年ごとの更新のための研修が義務づけられている。

(大項目 4—中項目 1 の内容と混在)

(正答：3)

1-1：保育士資格は児童福祉法に規定された国家資格である（児福法第 18 条の 4）。

2-1：保育士登録は都道府県が行ない（児福法第 18 条の 18）、保育士登録証が交付される。

3-1：保育士は保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない（信用失墜行為の禁止）と規定されている（児福法第 18 条の 21）。

4-1：保育士は、正当な理由なく、その業務に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならず、この秘密保持義務は、保育士でなくたった後においても同様である（児福法第 18 条の 22）。

5-1：保育士資格に更新研修は義務づけられていない。

* 中項目 2（家庭支援専門相談員の役割）～重複出題～

大項目 17（児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際）

* 中項目 1（医療関係者との連携）～重複出題～

* 中項目 2（教育関係者との連携）～重複出題～

* 中項目 3（労働施策関係者との連携）～重複出題～

大項目 18（児童相談所の役割と実際）

* 中項目 1（児童相談所の組織体系）～重複出題～

* 中項目 2（児童相談所と市町村の連携）～重複出題～

* 中項目 3（児童相談所の活動と実際）～重複出題～